

【人と自然との豊かな触れ合いの確保】

10 景観

(1) 調査の結果

ア 主要な眺望点の状況

(ア) 調査の手法

文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理・解析を行った。

(イ) 調査結果

事業実施区域及びその周辺の主要な眺望点は、「第5章 第1節 6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況 (1) 景観の状況」の項で示したように、「戸田川緑地」の展望塔（地上 16m）と「名古屋港ポートビル」の展望室（地上 53m）である。

眺望点からは、建築物により遮られ、事業実施区域を望むことができなかった。

イ 景観資源の状況

(ア) 調査の手法

文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理・解析を行った。

(イ) 調査結果

事業実施区域の北側と東側では中高層及び低層の住居等による市街地景観であり、事業実施区域及びその南側と西側では市街化調整区域で水田の広がる田園景観を主体としている。

事業実施区域内には、「第5章 第1節 6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況 (1) 景観の状況」の項で示したように、以下に該当する地域・地区等は存在せず、河川風景、海岸風景、植物の自生地等で優れた景観資源として認められるものは存在しない。

- ①「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）により指定された名勝
- ②「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号）に基づく自然環境保全地域
- ③「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号）に基づく公園
- ④「第3回自然環境保全基礎調査 自然景観資源調査報告書」（平成元年 環境庁）に記載された自然景観
- ⑤「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和 48 年愛知県条例第 3 号）に基づく自然環境保全地域
- ⑥「都市緑地保全法」（昭和 48 年法律第 72 号）に基づく緑地保全地区
- ⑦「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく風致地区
- ⑧「生産緑地法」（昭和 49 年法律第 68 号）に基づく生産緑地地区

ウ 主要な眺望景観の状況

(ア) 調査の手法

現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理・解析を行った。

a 調査の基本的な手法

現地調査は、事業実施区域の主な景観である田園景観を眺望景観としてその状況について写真撮影を行った。

b 調査地域及び調査地点

調査地域は、主要な眺望景観の変化が想定される地域とした。

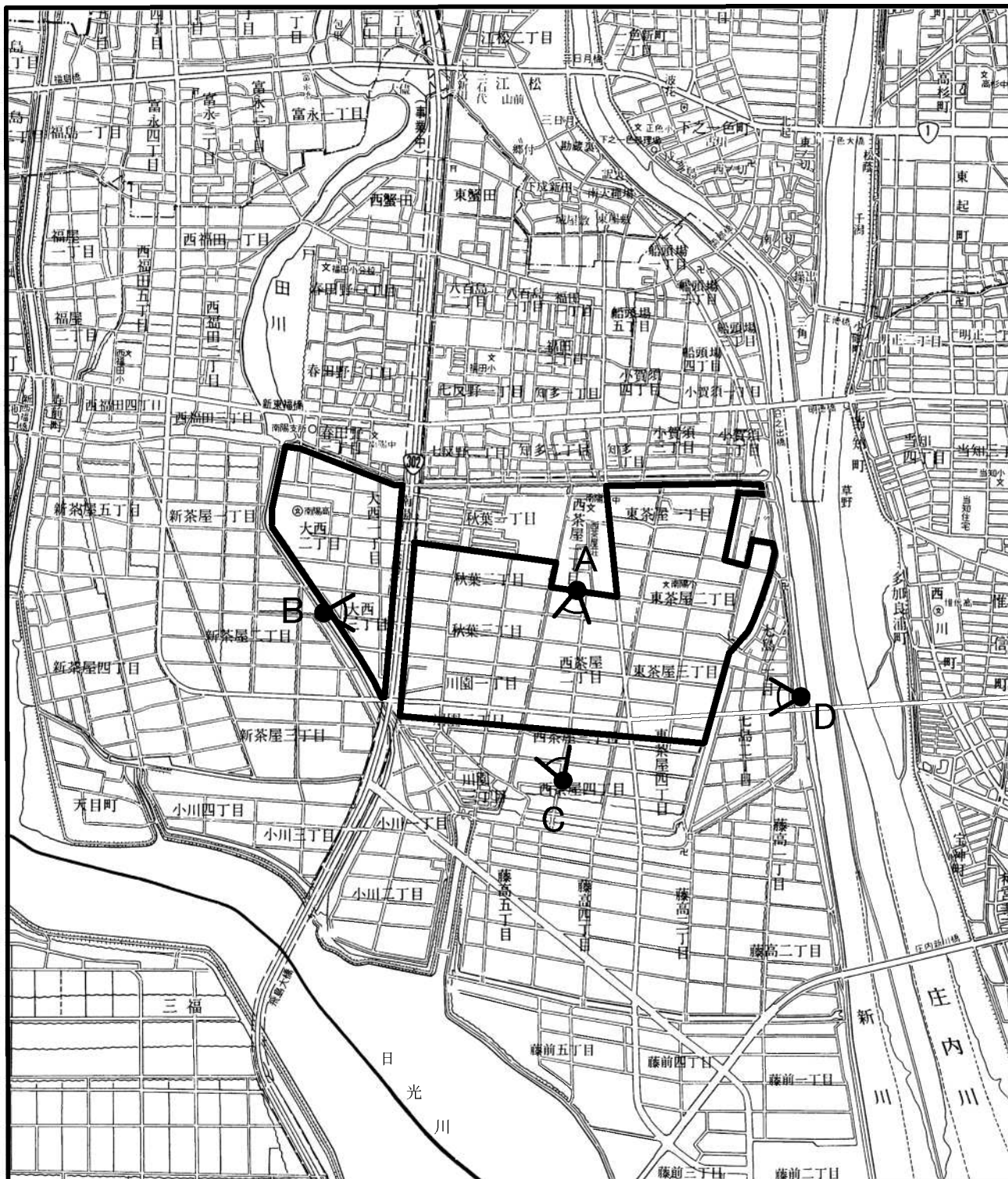
調査地点は図 9.1.10-1 に示すとおり、調査地域における景観に係る環境影響を把握できる地点として、事業実施区域を望むことのできる A、B、C、D の 4 地点とした。

c 調査期間等

調査時期は表 9.1.10-1 に示すとおり、春季と秋季の 2 季とした。

表 9.1.10-1 調査時期

調査時期	調査日
春季	平成 15 年 6 月 3 日
秋季	平成 15 年 10 月 27 日 平成 15 年 10 月 30 日



凡 例



事業実施区域



：写真撮影位置及び方向



1:25,000
0 1km

図 9.1.10- 1 景観調査地点

「名古屋都市計画区域図」(財団法人 名古屋都市整備公社 平成15年8月発行) より作成

(イ) 調査結果

調査結果は表 9.1.10-2 に示すとおりである。

なお、現地撮影写真は、予測結果（図 9.1.10-2～図 9.1.10-5）で示す。

表 9.1.10-2 調査結果

調査地点	眺望景観の状況
市営西茶屋荘 A	事業実施区域の北側の市営西茶屋荘最上階（地上約 20m）から南方向を望む。 近景から中景に水田、休耕田を望むことができる。 事業実施区域は、近景から中景の水田、休耕田として望むことができる。
戸田川右岸 B	事業実施区域の西側から東方向を望む。 近景として戸田川の河岸、水田、名古屋環状 2 号線（国道 302 号）を望むことができる。 事業実施区域は、近景の水田として望むことができる。
事業実施区域の南側 C	事業実施区域の南側から北方向を望む。 近景から中景に水田、休耕田、中景に市営西茶屋荘を望むことができる。 事業実施区域は、中景の水田、休耕田として望むことができる。
新川右岸堤防 D	事業実施区域の東側から西方向を望む。 近景には住居、中景に水田、休耕田、遠景に養老山脈を望むことができる。 事業実施区域は、中景の水田、休耕田として望むことができる。

(2) 予測の結果

ア 予測の基本的な手法

工事計画の内容に基づき、敷地の存在（土地の改変）及び構造物の存在における主要な眺望点の改変、景観資源の改変、主要な眺望景観の変化の程度について定性的に予測した。

なお、本事業計画では、順次造成し、速やかな土地利用を図ることから、本予測では敷地の存在（土地の改変）と構造物の存在を一つの影響要因とした。

(ア) 予測項目

主要な眺望点の状況、景観資源の状況、主要な眺望景観の状況

(イ) 予測方法

主要な眺望景観の予測はフォトモンタージュ法による方法とした。

イ 予測地域及び予測地点

予測地域は、調査地域のうち、主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。

主要な眺望景観に係る予測地点は、調査地点A、B、C、Dの4地点とした。

ウ 予測対象時期

景観の特性を踏まえて主要な眺望景観に係る環境影響を的確に把握できる時期として造成工事完了後とした。

エ 予測結果

(ア) 主要な眺望点の改変

事業実施区域及びその周辺には主要な眺望点は存在しないため、事業の実施による影響はないものと予測される。

(イ) 景観資源の改変

事業実施区域及びその周辺には主要な景観資源は存在しないため、事業の実施による影響はないものと予測される。

(ウ) 主要な眺望景観の変化

予測結果は表 9.1.10-3、図 9.1.10-2～図 9.1.10-5 に示すとおりであり、造成工事完了後においては著しい眺望景観の変化がみられず、事業実施に伴う環境影響は少ないものと予測されるが、事業実施区域の田園景観は、住宅等の建設に伴い都市的な景観に推移するものと考えられる。（参考：図 9.1.10-7 A地点（市営西茶屋荘）からの想定イメージ）

表 9.1.10-3 予測結果

調査地点	眺望景観の状況
市営西茶屋荘 A	事業実施区域の北側から南方向の眺望。 事業実施区域の近景から中景の水田、休耕田は一時的には造成地となり、盛土された地表面が視界の大部分を占めることになる。盛土の高さは道路面よりやや高い程度であり、比較的平坦なままで、色彩は秋季の刈り取り後の状況と比較的類似した色調となるものと予測される。 なお、住宅等の建設に伴い都市的な景観に推移するものと考えられる。
戸田川右岸 B	事業実施区域の西側から東方向の眺望。 事業実施区域の近景の水田は、調整池、公園、造成地となる。 戸田川の護岸により、眺望変化の程度は明確に視認できない。
事業実施区域の南側 C	事業実施区域の南側から北方向の眺望。 事業実施区域の中景の水田、休耕田は造成地となるが、造成地は戸田荒子線の道路により視認が困難である。
新川右岸堤防 D	事業実施区域の東側から西方向の眺望。 事業実施区域の中景の水田、休耕田は造成地となるが、住居に所々視界が遮蔽され、まとまった景観として捉えることは困難となっている。 また、斎場施設の緑地は、近景として見ることができる。



現況（春季）



現況（秋季）



予測結果

図9. 1. 10-2 A地点（市営西茶屋荘）からの眺望



現況（春季）



現況（秋季）



予測結果

図9.1.10-3 B地点（戸田川右岸）からの眺望



現況（春季）



現況（秋季）



予測結果

図9.1.10-4 C地点（事業実施区域の南側）から北方向を望む



現況（春季）



現況（秋季）



予測結果

図9.1.10-5 D地点（新川右岸堤防）からの眺望

(参考)



現況（夏季）

（撮影：平成 18 年 9 月 8 日）

図 9.1.10-6 A地点（市営西茶屋荘）からの眺望



図 9.1.10-7 A地点（市営西茶屋荘）からの想定イメージ

(3) 環境保全のための措置

予測結果を踏まえ、その影響を実行可能な範囲内でできる限り回避・低減するために環境保全措置の検討を行った。

ア 環境保全措置の検討

敷地の存在（土地の改変）及び構造物の存在による景観への影響について、環境保全措置の検討を行った。

環境保全措置の検討は、表 9.1.10- 4 に示すとおりである。

表 9.1.10- 4 環境保全措置の検討

措置の区分	環境保全措置	効果	新たに生じる影響
低減	公園、幹線道路、その他の公共空地内における緑化	眺望景観の変化は低減できる。	なし
低減	周囲と調和のとれた緑に囲まれた公共施設の創出	眺望景観の変化は低減できる。	なし

イ 検討結果の検証

環境保全措置についての複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討を通じて、事業者により実行可能な範囲内で環境影響ができる限り回避・低減されているかを検証した。

環境保全措置の検討結果の検証は、表 9.1.10- 5 に示すとおりである。

表 9.1.10- 5 環境保全措置の検討結果の検証

措置の区分	環境保全措置	検討結果
低減	公園、幹線道路、その他の公共空地内における緑化	事業実施区域の公園、幹線道路、その他の公共空地内の緑化により眺望景観の変化が低減できると判断した。
低減	周囲と調和のとれた緑に囲まれた公共施設の創出	公共施設等の周囲を緑化することにより眺望景観の変化が低減できると判断した。

ウ 検討結果の整理

実施する環境保全措置は、表 9.1.10- 6 に示すとおりである。

表 9.1.10- 6 実施する環境保全措置

環境保全措置の対象	景観	
実施主体	事業者及び名古屋市	名古屋市
環境保全措置の内容	公園、幹線道路、その他の公共空地内における新たな緑地帯等を創出する。	公共施設等の周囲に緑地帯を設ける。
環境保全措置の効果	眺望景観の変化は低減できるものと考えられる。	眺望景観の変化は低減できるものと考えられる。
環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化	眺望景観の変化の低減が期待できる。	眺望景観の変化の低減が期待できる。
効果の不確実性の程度	新たな緑地帯等が創出されることから、不確実性の程度は小さいと考える。	新たな緑地帯が創出されることから、不確実性の程度は小さいと考える。
新たに生ずるおそれのある環境への影響	特になし。	特になし。

(4) 評価の結果

本事業の実施による景観への影響は、公園、幹線道路、その他の公共空地内における緑化、周囲と調和のとれた緑に囲まれた公共施設の創出による環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り低減されるものと判断する。

11 人と自然との触れ合いの活動の場

(1) 調査の結果

ア 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

(ア) 調査の手法

文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理・解析を行った。

(イ) 調査結果

事業実施区域は濃尾平野南部に位置し、江戸時代以降に干拓された水田を主体とする平野部であり、事業実施区域周辺には、干拓・開拓に係る寺院、神社、史跡が点在している。

事業実施区域及びその周辺の人と自然との触れ合いの活動の場は、「第5章 第1節 6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況 (2) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況」の項に示したように、史跡散策路が挙げられる。

また、事業実施区域及びその周辺には、自然探勝路、ハイキングコース、海水浴場、スターウォッチング等の人と自然との触れ合いの活動の場は存在しない。

なお、事業実施区域には、田畑及び水路が存在しているが、近隣住民に開放された家庭菜園や体験農場など、不特定多数の人が利用している田畑は存在せず、ほとんどの田畑は、所有者による生産活動の場となっている。また、水路は、図 9.1.11- 1 に示すように、コンクリートや鋼矢板により人工護岸となっている。水深は降雨や排水機場の排水ポンプの稼働により変化し、川岸から水面までの高さはおよそ 1 m ほどで、容易に水路の中へ入り込めないようになっている。水路内を流れる水は、雨水、水田からの排水、家庭排水、工場排水などの排水が主体となっている。



図9.1.11- 1 事業実施区域内にある水路の状況

イ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況

(ア) 調査の手法

文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理・解析を行った。現地調査は、文献その他の資料より抽出された主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況について把握するため、写真撮影を含めた現地踏査及び地元有識者等からのヒアリング調査を行った。

使用した文献は以下に示すとおりである。

「名古屋市史跡散策路・地図」（名古屋市教育委員会）

「港区史跡散策路」（名古屋市）

「愛知県」のホームページ（愛知県）

「名古屋市」のホームページ（名古屋市）

「南陽のあゆみ」（山本喜久雄著）

「私たちの郷土 南陽町名古屋市合併 30 周年記念誌」（名古屋市）

「愛知県観光レクリエーション利用者統計資料」（愛知県）

(イ) 調査地域及び調査地点

調査地域は、事業実施区域及びその周辺とした。

調査地点は、文献その他の資料より抽出された史跡散策路及び寺社・史跡とした。

(ウ) 調査期間等

調査は以下に示す時期の他に、適宜実施した。

1 回目：平成 15 年 6 月 23 日

2 回目：平成 15 年 8 月 27 日（ヒアリング調査）

(エ) 調査結果

事業実施区域の主要な人と自然との触れ合いの活動の場となっている史跡散策路は、事業実施区域北部に設定され、広い田園地帯の中にある干拓・開拓にかかわる寺社などを巡る全長約 5 km の散策路である。この散策路は、17 箇所の寺社・史跡の他に、戸田川緑地・農業文化園から成り立っている。

史跡散策路のうち、事業実施区域内及び隣接する史跡散策路、寺社・史跡の状況は、図 9.1.11-2～図 9.1.11-5 に示すとおりであり、重正寺、八幡社、南陽神社が挙げられる。

現地調査によると、史跡散策路の利用客はほとんど確認することができず、史跡散策路の利用者数は不明であるが、重正寺については休日には若干名の利用者がみられた。

また、地元有識者等からのヒアリング調査によると、史跡散策路内の寺社の利用は、近隣住民による参拝や祭りなど恒例の季節行事への参加者である。

名 称	史跡散策路
位 置	
状 況	
現地調査結果	事業実施区域及びその周辺には名古屋市教育委員会の指定した「南陽のふるさとめぐり」の史跡散策路がある。 現地調査においては史跡散策路としての利用者は確認できず、ほとんど生活道路として利用されている。

図 9.1.11- 2 史跡散策路の状況

名 称	重正寺
位 置	
状 況	
現地調査結果	茶屋新田開発者の茶屋長意により設立され、茶屋長意の佛像が安置されている。 現地調査において、史跡散策路の利用者は確認できなかったが、寺内には墓地を有しており、墓地の参拝者が見られた。 なお、史跡散策路のコースとなり、休日には若干名の利用者がある。

図 9.1.11- 3 史跡散策路内の寺社・史跡

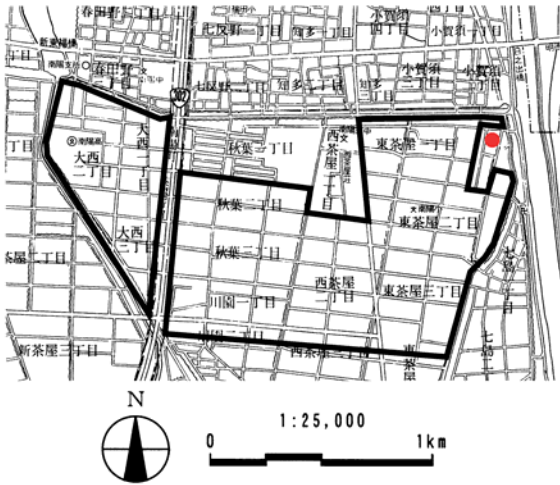
名 称	八幡社
位 置	
状 況	
現地調査結果	現地調査において、地元の人が参拝に訪れるのを確認した。 なお、近隣の東茶屋神明社は、夏休みの間、早朝のラジオ体操の場となっており、小学生の参加がある。

図 9.1.11- 4 史跡散策路内の寺社・史跡

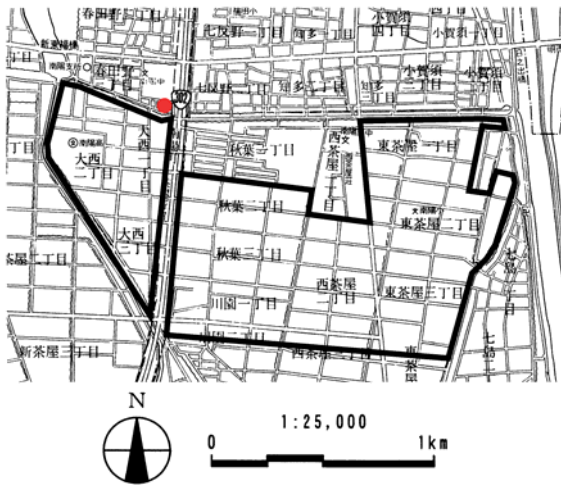
名 称	南陽神社
位 置	
状 況	
現地調査結果	現地調査において、境内では人影はみられなかった。 なお、毎年9月26日には、伊勢湾台風殉難者の慰霊祭が行われ、各地区から多数の人が集まる。

図 9.1.11- 5 史跡散策路内の寺社・史跡

(2) 予測の結果

ア 敷地の存在（土地の改変）

(ア) 予測項目

敷地の存在（土地の改変）による主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響

(イ) 予測地域及び予測対象

予測地域は、主要な人と自然との触れ合いの活動の場として抽出した史跡散策路を対象とした。なお、史跡散策路の他に、史跡散策路を構成している複数の寺社・史跡についても対象とした。

(ウ) 予測対象時期

人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然とのふれあいの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期として造成工事完了後とした。

(エ) 予測方法

工事計画の内容に基づき、敷地の存在（土地の改変）が主要な人と自然との触れ合いの活動の場に及ぼす影響について定性的に予測した。

(オ) 予測結果

敷地の存在（土地の改変）が史跡散策路に及ぼす影響は、表 9.1.11-1 に示したとおり、小さいものと予測される。

表 9.1.11-1 敷地の存在（土地の改変）が史跡散策路に及ぼす影響

項目 影響の種類	変化の内容	変化の予測	影響度
触れ合いの活動 の場の改変	事業実施区域内の散策路（道路）は、本事業の実施により一部拡幅整備されるが、史跡散策路コースの寺社・史跡は、改変を受けない。	小さい	△
利用性の変化	散策路のルートは、本事業の実施により、分断、変更することがないため、現状が維持される。	変化なし	○
快適性の変化	事業実施区域内の散策路周辺は、住宅地となっており、大規模な整備は行われず、また、整備にあたっては、周囲の景観に配慮されるため、現状が維持される。	小さい	△

注）影響度：○ なし、△ 小さい、×大きい

イ 構造物の存在

(ア) 予測項目

構造物の存在による主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響

(イ) 予測地域

予測地域は、主要な人と自然との触れ合いの活動の場として抽出した史跡散策路を対象とした。

(ウ) 予測対象時期

人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然とのふれあいの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期として造成工事完了後とした。

(エ) 予測方法

工事計画の内容に基づき、構造物の存在が主要な人と自然との触れ合いの活動の場に及ぼす影響について定性的に予測した。

(オ) 予測結果

構造物の存在が史跡散策路に及ぼす影響は、表 9.1.11-2 に示したとおり、小さいものと予測される。

表 9.1.11-2 構造物の存在が史跡散策路に及ぼす影響

項目 影響の種類		変化の内容	変化の予測	影響度
快適性 の変化	事業実施区域内	事業実施区域内の散策路の周辺は、本事業の実施により、新たに住居が建設されるところもみられるが、散策路の沿道には既存の住居が多数存在しているため、散策路からの景観は、ほとんど変わらないと予測される。	小さい	△
	事業実施区域外	事業実施区域外の史跡散策路の周辺には、多数の建物が存在しており、散策路から事業実施区域をまとまって望むことが困難である。したがって、散策路からの景観は、ほとんど変わらないと予測される。	小さい	△

注) 影響度：○ なし、△ 小さい、×大きい

(3) 環境保全のための措置

予測結果を踏まえ、その影響を実行可能な範囲内でできる限り回避・低減するために環境保全措置の検討を行った。

ア 環境保全措置の検討

敷地の存在（土地の改変）及び構造物の存在による人と自然との触れ合いの活動の場への影響について、環境保全措置の検討を行った。

環境保全措置の検討は、表 9.1.11- 3 に示すとおりである。

表 9.1.11- 3 環境保全措置の検討

措置の区分	環境保全措置	効果	新たに生じる影響
回避	事業実施区域内の史跡散策路内の寺社の保全	人と自然との触れ合いの活動の場の消失は回避できる。	なし
低減	史跡散策路のデザインを周囲の景観と調和	史跡散策路の機能の低下を低減できる。	なし

イ 検討結果の検証

環境保全措置についての複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討を通じて、事業者により実行可能な範囲内で環境影響ができる限り回避・低減されているかを検証した。

環境保全措置の検討結果の検証は、表 9.1.11- 4 に示すとおりである。

表 9.1.11- 4 環境保全措置の検討結果の検証

措置の区分	環境保全措置	検討結果
回避	事業実施区域内の史跡散策路内の寺社の保全	事業実施区域内の寺社はそのまま残存することから、人と自然との触れ合いの活動の場の消失は回避できるものと判断した。
低減	史跡散策路のデザインを周囲の景観と調和	事業実施区域内の史跡散策路のデザインは周囲の景観と調和を図ることから、人と自然との触れ合いの活動の場への影響は低減できると判断した。

ウ 検討結果の整理

実施する環境保全措置は、表 9.1.11- 5 に示すとおりである。

表 9.1.11- 5 実施する環境保全措置

環境保全措置の対象	人と自然との触れ合いの活動の場
実施主体	事業者
環境保全措置の内容	事業実施区域内の史跡散策路周辺の景観は本事業により変化するが、史跡散策路は周囲の景観と調和を図ったデザインとする。
環境保全措置の効果	史跡散策路のデザインは周囲の景観と調和が図られるものと考えられる。
環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化	周辺の景観と調和した史跡散策路が期待できる。
効果の不確実性の程度	周辺の景観との調和を図ることから、不確実性の程度は小さいと考える。
新たに生ずるおそれのある環境への影響	特になし。

(4) 評価の結果

本事業の実施による人と自然との触れ合いの活動の場への影響は、事業実施区域内の史跡散策路内の寺社の保全、史跡散策路のデザインを周囲の景観と調和させることによる環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り回避・低減されるものと判断する。